豊丘村森林整備事業支援対策補助金交付要綱

(目的)

第 1 この要綱は、第 6 次豊丘村総合振興計画による林業の振興(①村民が守り、親しめる林業の推進 ②松くい虫被害対策の推進 ③森林整備の促進 ④特用林産物の生産の推進)を図るため、山林所有者等が森林整備事業に要した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、予算の執行の適正を期するため条例並びに補助金等交付規則(平成 2 年豊丘村規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

(経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助対象の経費及び補助率等は次のとおりとする。

第 2	第	1に規定する補助対象の経費及び補助率等は次のとおりとする。							
事区	業分	対 象 経 費	補助率等						
災復事	害旧業	火災、気象災害等による倒木・折 損木の整理に伴う伐採等の作業 経費。 <県単独森林整備事業、1 施行地 1ha 以上 被害率 30%実質面積 0.3ha 以上>	事業費の 1/10 あるいは事業費から県補助金を差し引いた自己負担額の 1/2 の額のいずれか少ない額。 <県標準単価を基に査定した額×5/10(県費)森林被害額 100 万円以上、要復旧面積20ha以上の市町村>						
造事	林業	森林造成補助事業実施要領(昭和 55年営林第405号)第10第4項 第1号に規定する補助金査定調 書の標準単価に、補助事業の実施 面積を乗じて得た額。 <森林環境保全直接支援事業、み んなで支える里山整備事業>	対象経費に100分の30を乗じて得た額以内。ただし、個人負担額を上限とする。						
松い対事	く虫策業	①居住用家屋及び自治会などが管理する施設に危険を及ぼす松くい虫被害木の除去(但し、対象危険木が当該居住用家屋の所有者と同一でないこと。) ②樹種転換に要する経費。<保全松林緊急保護整備事業>	① 対象木の処理に要した経費の 1/2 の額。②事業費から県補助金(県標準経費の 7/10)を差し引いた自己負担額の 1/2 の額。						
茸山整 備事業		茸山整備に要した経費。ただし、 業者へ委託したものに限る。	茸山整備に要した経費の1/2の額。ただし、 業者へ委託したものに限る。また、上限を50 万円とする。						

地域で行う竹林整備に要する経 ※同一地番内で整備範囲を区切り、年度内に 同地番内で複数回申請することはできない。 事業対象者:区、自治会、隣組、 但し、過去に整備し申請回数が異なる場合を 個人 除く。 (単位:円/m²) 伐竹+ 伐竹+ 伐竹+ A)伐竹 B片付 ©搬出 ① 処分 1回目 150 250 300 350 2 回目 80 130 150 200 以降 ① 間伐は間伐率 50%以上を補助対象とし、 対象木には枯損竹の伐採も含む。また、 間伐を伴う場合の補助金額は 0.5 の補助 率を乗じた金額とする。 ②平均傾斜度 30 度以上の場合の標準単価及 び限度額は、それぞれ1.2を乗じた額とする。 ③2回目以降は幼竹時の伐採を補助対象と し、その場合の標準単価はAIC的とする。 ※幼竹は概ね2m以下の竹とする。 小規模 ④上記に規定する作業を委託できるものと 竹林 し、自力作業の限度額を限度に補助する。委 整備 託作業者と共同で作業する場合は、自力作業 の限度額に加え3人工(1人工4万円)を上 限に補助する。ただし、共同作業は道路沿線 の作業に限る。 ⑤1箇所1,000㎡を上限とする。 ④伐竹:竹を伐り倒した状態 B片付:移動・枝払い・東ねを行った状態 ©搬出:道の駅へ搬出を行った状態 ①処分:焼却・破砕を行った状態 竹ボイラー用燃料の竹の搬入 ① 指定された規格サイズに整えた竹を、軽 トラックのあおりの高さの2倍まで積載 し、道の駅観光拠点施設へ搬入した場合 に、1台10,000円を補助する。 ② 指定された規格サイズに整えた竹を、村 で貸し出す竹割器を使って割った竹につ いては、①の補助金額に1.5を乗じた額と する。 ※竹を搬入する順番については、区又は自治

会等を優先とする。

	竹パウダーの搬入	村で貸し出す破砕機と専用スクリーンを使
		って、竹パウダーを作製し、専用バッグに指
		定量まで積載し、軽トラック等で道の駅観光
		拠点施設へ搬入した場合に、1台10,000円を
		補助する。
高	高性能林業機械の導入に要する	長野県が定める高性能林業機械導入推進事
性	経費	業補助金交付要綱(平成30年3月8日付け30
能	事業対象者:高性能林業機械を導	信木第490号林務部長通知)に基づく補助金
林	入する者で、村内に本社又は事業	の交付を受け整備する、高性能林業機械の導
業	所を有する法人及び林業経営者	入事業費の1/4以内の額。ただし、上限を200
機		万円とする。
械		
導		
入		
事		
業		
ライフ	ライフライン沿いの支障木伐採	各区地区で支障木伐採をする場合、別表1の
ライン	に要する経費	補助単価表により補助する。ただし、飯伊森
等保全	事業対象者:区	林組合等業者へ委託した場合は、経費の全額
対策事		を補助する。
業		
その他	村長が認めた森林整備事業に要	経費の 1/2 の額。ただし、上限を 50 万円と
· C V/IE	する経費	する。

※ < >は国、県補助事業内容

別表1

 (\square / m^2)

	(1/ 111/		
道路沿線の	単価		
低木・支障木の刈払い	100		

(円/本)

支障木		12cm	16cm	20cm	22cm	26cm	30ст	
(伐	胸高	以上	以上	以上	以上	以上	以上	35ст
採・玉	直径	16cm	20cm	22cm	26cm	30cm	35cm	以上
切)		未満	未満	未満	未満	未満	未満	
	単価	9,000	13, 000	15, 000	18,000	22, 000	27, 000	33, 000

(補助金等の交付の条件)

- 第3 次の各号に掲げる事項は、補助金等の交付条件とする。
 - (1) 別に定める様式により補助金交付申請書を村長に提出し、承認を受けること。
 - (2) 豊丘村に山林を有する山林所有者並びに林業生産を目的とする任意組合が行なう森林整備事業であり、第2に規定する対象経費に該当するものとする。

- (3) 補助事業の 20%以上の金額を変更しようとする時、又は補助事業の内容を変更しようとする時は、速やかに村長に申請してその承認を受けること。
- (4) 第 2 の造林事業にあっては、信州の森林づくり事業補助金交付要綱の規定に基づき、長野県知事から該当する補助金の交付の決定を受けていること。

(補助金等の交付の申請)

- 第4 第3第1号に規定する申請書は、豊丘村森林整備事業支援対策補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。
 - 2 第3第3号に規定する承認の申請書は、豊丘村森林整備事業支援対策補助金交付変 更申請書(様式第2号)によるものとする。

(実績報告書等)

- 第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、豊丘村森林整備事業支援対策補助金交付実績報告書によるものとする。また、第2の造林事業と小規模竹林整備事業の竹ボイラー用燃料の竹と竹パウダーの搬入にあっては、申請書が実績報告書を兼ねるものとする。
 - 2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了したとき速やかに関係書類を添え提出するものとし、補助金の交付決定日の属する年度の末日までとする。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。